



政府統計  
統計法に基づく國の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

# 令和5年労働安全衛生調査(実態調査) 事業所調査票

秘

厚生労働省

|       |
|-------|
| 法人番号  |
| ..... |
| ..... |
| ..... |
| ..... |
| ..... |
| ..... |
| ..... |
| ..... |
| ..... |
| ..... |
| ..... |
| ..... |

※ 国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください(労働保険番号ではありません)。

|            |
|------------|
| 事業所の名称・所在地 |
| .....      |
| .....      |
| .....      |
| .....      |
| .....      |
| .....      |
| .....      |
| .....      |
| .....      |
| .....      |
| .....      |
| .....      |

※ おそれいりますが、上記の法人番号、事業所の名称・所在地に  
変更や誤りがありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。

|        |       |        |          |       |
|--------|-------|--------|----------|-------|
| 都道府県番号 | 一連番号  | 産業分類番号 | 個人調査票有=1 | 企業規模  |
| .....  | ..... | .....  | .....    | ..... |
| 2      | 3     | 4      | 5        |       |

オンライン  
ログイン情報  
(半角)

<https://www.e-survey.go.jp/>  
政府統計コード 9NB2  
調査対象者ID  
初期パスワード

## I 企業及び事業所に関する事項

- 1 企業全体(貴事業所を含めた企業全体)の**10月31日時点**の  
常用労働者(注1)は何人ですか。

|                |   |
|----------------|---|
| 5,000人以上       | 1 |
| 1,000 ~ 4,999人 | 2 |
| 300 ~ 999人     | 3 |
| 100 ~ 299人     | 4 |
| 50 ~ 99人       | 5 |
| 30 ~ 49人       | 6 |
| 10 ~ 29人       | 7 |
|                | 6 |

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に使用  
することはありませんので、事実をありのまま記入してください。

### [記入上の注意]

- この調査は、**常用労働者10人以上の民営事業所**が対象です。  
常用労働者については、最終頁裏面をご参照ください。  
**常用労働者が10人未満の事業所**は下記までご連絡ください。
- この調査票は、労働安全衛生関係業務に通じている方がご記入  
いただけようお願いします。
- 調査票の記入に当たっては、調査票裏面の解説等を参照してください。
- 特にことわりのない限り、調査票が届いた事業所の  
**令和5年10月31日現在**の状況をお答えください。
- 特にことわりのない限り、設問は該当する選択肢の番号1つを選び  
○で囲んでください。  
回答欄が**1 2**のように網掛けになっている場合は、複数回答を  
お願いします。  
また、数値を記入する場合は、右詰で数値を記入してください。
- 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答して  
ください。
- 事業所の名称・所在地欄の「個人調査票有=1」の欄に「1」と印字  
された事業所については、同封の個人調査票の配布をお願いします。
- 調査票の記入及び提出はインターネットでも可能です。  
調査票の提出は、**11月20日**までお願いします。
- ご質問等は、下記の連絡先にお問い合わせください。  
問い合わせ先：  
厚生労働省労働安全衛生調査(実態調査)調査事務局  
電話：

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、  
記入担当者の氏名等の記入をお願いします。

|                  |        |    |
|------------------|--------|----|
| 記入担当者            | 氏名     |    |
|                  | 電話     | 内線 |
|                  | e-mail |    |
| 事業所の主な生産品又は事業の内容 |        |    |

**この調査は常用労働者10人以上の事業所が対象です**  
**以下の設問は、調査票に記載している所在地の事業所についてのみ回答してください**

- 2 貴事業所において従事する者の中、**10月31日時点**の  
常用労働者は何人ですか。  
※(注1)なお書き以下を参照してください。

|                   |       |       |       |       |   |    |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|---|----|
| 常用労働者(注1)         | ..... | ..... | ..... | ..... | 人 | 7  |
| 正社員(注2)           | ..... | ..... | ..... | ..... | 人 | 8  |
| 契約社員(注3)          | ..... | ..... | ..... | ..... | 人 | 9  |
| パートタイム<br>労働者(注4) | ..... | ..... | ..... | ..... | 人 | 10 |

- 3 貴事業所において**10月31日時点**の派遣労働者  
(人材派遣会社から受け入れている者)は何人ですか。  
※派遣労働者を受け入れていない場合は「0」を記入してください。

|           |       |       |       |       |   |    |
|-----------|-------|-------|-------|-------|---|----|
| 派遣労働者(注5) | ..... | ..... | ..... | ..... | 人 | 11 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|---|----|

※ (注1) ~ (注5) は最終頁の裏面を参照してください。

**問1 メンタルヘルス対策に関する事項****(注6) メンタルヘルス対策**

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置をいいます。

**(注7) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者**

メンタルヘルス不調(※)を原因として、以下の疾病により休業又は退職した労働者をいいます。

- ① 症状性を含む器質性精神障害
- ② 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- ③ 統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害
- ④ 気分〔感情〕障害
- ⑤ 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- ⑥ 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- ⑦ 成人の人格及び行動の障害
- ⑧ 知的障害(精神遲滞)
- ⑨ 心理的発達の障害
- ⑩ 小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害、詳細不詳の精神障害

※メンタルヘルス不調とは、精神及び行動の障害に分類される精神障害のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいいます。

**連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者的人数**には、労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者は含めませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社への派遣労働者を含めてください。

**(注8) 衛生委員会**

常時50人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康の保持増進を図るために基本となる対策等事業所の衛生に関する事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいいます。その構成は、事業の実施を統括管理する人若しくはこれに準ずる人が議長となるほか、委員の半数は労働者の過半数を代表する者の推薦(労働組合がある場合には労働組合の推薦)によって事業者が指名した者によることとされています。

**(注9) 安全衛生委員会**

安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいいます。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じています。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会に該当します。

**(注10) 事業所内の産業保健スタッフ**

メンタルヘルス対策が効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策の実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業所外資源(専門医療機関など)とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことと、産業医、衛生管理者、事業所内の保健師等をいいます。

**(注11) ストレスチェック**

労働安全衛生法第66条の10の規定に基づき、労働者のストレスについて調査票を用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるために実施することをいいます。また、その結果を職場環境の改善に活用するものです。現在のストレスの状況によっては、医師等による面接指導等を受けることがあります。

**(注12) 集団(部、課など)ごとの分析**

個人のストレスチェックの結果を一定の集団(部、課など)ごとに集計して、当該集団の特徴や傾向を分析することをいいます。

**(注13) 職場復帰支援プログラム**

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをおこなっています。具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等から構成されます。

**(注14) 地域産業保健センター(地域窓口)**

労働者数50人未満の小規模事業所では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業所を支援するための機関をいいます。具体的には、健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供しており、面接指導等には医師等が対応します。独立行政法人労働者健康安全機構が運営しており、労働基準監督署管轄区域ごとに設置されています。

**(注15) 産業保健総合支援センター**

産業医や衛生管理者などの事業所内の産業保健スタッフに対して、心の健康づくり対策についてのサービス(職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業所内の相談体制作りの支援等)を提供する機関をいいます。「地域産業保健センター(地域窓口)」が行う活動に対して専門的、技術的な支援を行っています。独立行政法人労働者健康安全機構が運営しており、各都道府県に設置されています。

**(注16) 他の外部機関**

精神保健福祉センター、中央労働災害防止協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいいます。

## II 安全衛生関係について

### 問1 メンタルヘルス対策(注6)に関する事項

- (1) 貴事業所において、過去1年間(令和4年11月1日から令和5年10月31日まで)に、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者(注7)がいましたか(貴事業所に受け入れている「派遣労働者」は除いてください。)。

|     |    |                        |
|-----|----|------------------------|
| いた  | 1  | いた場合は、それぞれの人数をお答えください。 |
| いない | 2  | 連続1か月以上の休業者数 人 13      |
|     | 12 | 退職者数 人 14              |

同じ労働者が何回も連続1か月以上休業した場合は、1人としてください。

同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職者数」のみに計上してください。

- (2) 貴事業所では、メンタルヘルス対策に取り組んでいますか。  
該当する項目すべてを選んでください。

|         |  |     |
|---------|--|-----|
| 取り組んでいる | メンタルヘルス対策について、貴事業所の衛生委員会(注8)又は安全衛生委員会(注9)での調査審議      | 0 1 |
|         | メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施                     | 0 2 |
|         | メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任                                | 0 3 |
|         | 教育研修・情報提供<br>メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供             | 0 4 |
|         | メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供                        | 0 5 |
|         | メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフ(注10)への教育研修・情報提供           | 0 6 |
|         | 職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック(注11)結果の集団(部、課など)ごとの分析(注12)を含む) | 0 7 |
|         | 健康診断後の保健指導等を通じた産業保健スタッフによるメンタルヘルス対策の実施               | 0 8 |
|         | ストレスチェックの実施  | 0 9 |
|         | 職場復帰における支援(職場復帰支援プログラム(注13)の策定を含む)                   | 1 0 |
| 外部機関の活用 | メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備                           | 1 1 |
|         | 地域産業保健センター(地域窓口)(注14)を活用したメンタルヘルス対策の実施               | 1 2 |
|         | 産業保健総合支援センター(注15)を活用したメンタルヘルス対策の実施                   | 1 3 |
|         | 医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施                                | 1 4 |
|         | 他の外部機関(注16)を活用したメンタルヘルス対策の実施                         | 1 5 |
|         | メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施                            | 1 6 |
|         | その他のメンタルヘルス対策( )                                     | 1 7 |
|         | 取り組んでいない   | 1 8 |

15

- (3) ① ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施しましたか。

|         |   |              |
|---------|---|--------------|
| 実施した    | 1 | (3)②をお答えください |
| 実施していない | 2 | 次頁へお進みください   |

- ② 集団ごとの分析結果を活用しましたか。  
該当する項目すべてを選んでください。

|           |                          |     |
|-----------|--------------------------|-----|
| 分析結果を活用した | 業務配分の見直し                 | 0 1 |
|           | 人員体制・組織の見直し              | 0 2 |
|           | 残業時間削減、休暇取得に向けた取組        | 0 3 |
|           | 職場の物理的環境の見直し             | 0 4 |
|           | 上司・同僚に支援を求めやすい環境の整備      | 0 5 |
|           | 相談窓口の設置                  | 0 6 |
|           | 管理監督者向け又は労働者向け研修の実施      | 0 7 |
|           | 従業員参加型の職場環境改善、ワークショップの実施 | 0 8 |
|           | 貴事業所の衛生委員会又は安全衛生委員会での審議  | 0 9 |
|           | その他( )                   | 1 0 |
| 特に活用していない |                          | 1 1 |

次頁へお進みください

- (4) ① メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由について、該当する項目すべてを選んでください。

|             |   |
|-------------|---|
| 必要性を感じない    | 1 |
| 取り組み方がわからない | 2 |
| 経費がかかりすぎる   | 3 |
| 労働者の関心がない   | 4 |
| 専門スタッフがない   | 5 |
| 該当する労働者がいない | 6 |
| その他         | 7 |

- ② 今後メンタルヘルス対策に取り組まれる予定はありますか。

|         |   |
|---------|---|
| 予定している  | 1 |
| 検討中     | 2 |
| 予定していない | 3 |

18

19

## 問2 産業保健に関する事項

### (注17) 公認心理師等の心理職

心の問題を抱えている方に対し、面接や観察により検査・分析を行い、その解決法を考え、相談や援助を行います。

公認心理師は平成29年から国家資格となっており、公認心理師の名称を用いて活動する場合には登録簿への登録が必要となります。

また、心理職には精神保健福祉士、臨床心理士、産業カウンセラー等が含まれます。

### (注18) 健康診断結果に基づく保健指導

労働安全衛生法の規定による健康診断の結果に基づき事業者が実施する保健指導・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による特定健康診査の結果に基づき保険者が実施する特定保健指導等のことをいいます。

### (注19) 私傷病（がん、精神障害等）を抱える労働者

労災補償を請求又は決定された者を除き、脳血管疾患、心疾患、筋骨格系疾患、がん、精神障害、糖尿病、骨折などの長期の治療が必要となる傷病を抱えながら、就業する労働者をいいます。

## 問3 腰痛予防対策に関する事項

### (注20) 腰痛予防対策指針

腰痛予防対策の基本的な進め方について具体的に示したもので、一般的な腰痛の予防対策のほかに、腰痛の発生が比較的多い作業（重量物取扱い作業、立ち作業、座り作業、福祉・医療分野等における介護・看護作業、車両運転等の作業）における腰痛の予防対策も示しています。

## 問2 産業保健に関する事項

- (1) 貴事業所では、どのような産業保健スタッフを活用していますか。  
 「A 雇用契約」と「B 業務委託契約」についてそれぞれ該当する項目すべてを選んでください。

|         | 活用している |     |     |                     |       |       |     | 活用して<br>いない |
|---------|--------|-----|-----|---------------------|-------|-------|-----|-------------|
|         | 産業医    | 保健師 | 看護師 | 公認心理師等の<br>心理職(注17) | 衛生管理者 | 衛生推進者 | その他 |             |
| A雇用契約   | 1      | 2   | 3   | 4                   | 5     | 6     | 7   | 8 20        |
| B業務委託契約 | 1      | 2   | 3   | 4                   |       |       | 7   | 8 21        |

- (2) 貴事業所では、労働者に対して以下の取組を行っていますか。該当する項目すべてを選んでください。

|                       |   |        |
|-----------------------|---|--------|
| 行<br>つ<br>て<br>い<br>る | 健康診断結果に基づく保健指導(注18)                             | 0 1    |
|                       | 健康診断の結果、治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談 | 0 2    |
|                       | 睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談                    | 0 3    |
|                       | メンタルヘルス対策(相談体制の整備、ストレスチェック結果を踏まえた職場環境改善等)       | 0 4    |
|                       | 高年齢労働者の身体的機能の低下等を踏まえた就業上の配慮                     | 0 5    |
|                       | 女性の健康課題(更年期障害、月経関連の症状・疾病等)に対する配慮、支援             | 0 6    |
|                       | 化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理                   | 0 7    |
|                       | テレワークを行う労働者に対する健康相談体制や適正な作業環境の整備等               | 0 8    |
|                       | 私傷病(がん、精神障害等)を抱える労働者(注19)の治療と仕事の両立支援            | 0 9    |
|                       | その他( )  | 1 0    |
| 行っていない                |   | 1 1 22 |

- (3) (2)の「09 私傷病(がん、精神障害等)を抱える労働者の治療と仕事の両立支援」について、どのような取組がありますか。  
 該当する項目すべてを選んでください。

|   |      |
|---|------|
| 通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討(柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整等) | 1    |
| 社内の相談窓口や手続き等の明確化                            | 2    |
| 社外で相談・連携できる組織等の活用(産業保健総合支援センター、社会保険労務士等)    | 3    |
| 両立支援に関する制度の整備(年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等)          | 4    |
| 両立支援に関する社内体制の整備(産業保健スタッフ等関係者の連携体制・対応手順の整理等) | 5    |
| 労働者、管理監督者等に対する意識啓発(研修等)                     | 6    |
| 事業者による企業方針の表明(両立支援を含む、従業員の健康に関する経営理念や方針等)   | 7    |
| その他( )                                      | 8 23 |

## 問3 腰痛予防対策に関する事項

- (1) 貴事業所では、腰痛予防対策指針(注20)の内容について知っていますか。

|       |   |
|-------|---|
| 知っている | 1 |
| 知らない  | 2 |

→ 次頁の問4へお進みください

- (2) 貴事業所では、腰部に負担のかかる次の業務に従事する労働者がいますか。該当する項目すべてを選んでください。

|        |                           |   |                        |
|--------|---------------------------|---|------------------------|
| い<br>る | 介護や看護等での人の抱え上げ作業          | 1 | → (3) 及び次頁の(4)をお答えください |
|        | おおむね20kgを超える重量物を取り扱う作業    | 2 |                        |
|        | 組立作業、サービス業等で長時間立ったままで行う業務 | 3 | → (3) 及び次頁の(5)をお答えください |
|        | 長時間の車両運転・操作の業務            | 4 |                        |
|        | その他の腰部に負担のかかる作業           | 5 |                        |
|        | いない                       | 6 | → 次頁の問4へお進みください        |

- (3) 上記の(2)で1~5の業務に従事する労働者に対して、腰痛予防に関する教育を行っていますか。  
 該当する項目すべてを選んでください。

|                       |                    |      |
|-----------------------|--------------------|------|
| 行<br>つ<br>て<br>い<br>る | 雇入れ時               | 1    |
|                       | 対象業務への配置換えの際       | 2    |
|                       | 作業内容・工程・手順・設備の変更の際 | 3    |
|                       | 労働者に腰痛が発生した際       | 4    |
|                       | 行っていない             | 5 26 |

SAMPLE

問4 労働災害防止対策に関する事項

(注21) **ロコモ度**

「立つ」「歩く」といった身体能力（移動機能）が低下している状態のことをロコモ（ロコモティブシンドrome）といいます。

### 問3 腰痛予防対策に関する事項(続き)

- (4) 前ページの問3の(2)で1の業務に従事する労働者がいる場合、どのような腰痛予防対策に取り組んでいますか。  
該当する項目すべてを選んでください。

|          |  |     |    |
|----------|--|-----|----|
| 取り組んでいる  | 人力による人の抱え上げは行わせない方針を表明している             | 0 1 | 27 |
|          | リフト等の介護機器・設備の使用により負担軽減を図っている           | 0 2 |    |
|          | スライディングシート・ボードを使用させている                 | 0 3 |    |
|          | 適切な移動・移乗介助法を理解させ徹底している                 | 0 4 |    |
|          | 作業標準・マニュアルを作成している                      | 0 5 |    |
|          | 腰部保護ベルトを使用させている                        | 0 6 |    |
|          | 腰痛のための特別な項目を含む腰痛健康診断を実施している            | 0 7 |    |
|          | 腰痛予防体操・ストレッチングを実施させている                 | 0 8 |    |
|          | 労働災害の事例の分析、分析結果に基づく再発防止対策に取り組む体制を整えている | 0 9 |    |
|          | 上記以外の腰痛予防対策に取り組んでいる                    | 1 0 |    |
| 取り組んでいない |  | 1 1 |    |

- (5) 前ページの問3の(2)で2～5の業務に従事する労働者がいる場合、どのような腰痛予防対策に取り組んでいますか。  
該当する項目すべてを選んでください。

|          |  |     |    |
|----------|--|-----|----|
| 取り組んでいる  | 重量物取扱い業務の自動化・省力化                       | 0 1 | 28 |
|          | 取扱い重量を作業者の体重の40%(男性)、24%(女性)までにしている    | 0 2 |    |
|          | 重量物注意の警告表示をしている                        | 0 3 |    |
|          | 立ち作業が長い場合に、座面の高い椅子や片足置き台を使用させている       | 0 4 |    |
|          | 長時間の運転業務において、運転座席の改善を行っている             | 0 5 |    |
|          | 適切な姿勢・動作を理解させ徹底している                    | 0 6 |    |
|          | 腰部保護ベルトを使用させている                        | 0 7 |    |
|          | 腰痛に関する特別な項目を含む腰痛健康診断を実施している            | 0 8 |    |
|          | 腰痛予防体操・ストレッチングを実施させている                 | 0 9 |    |
|          | 労働災害の事例の分析、分析結果に基づく再発防止対策に取り組む体制を整えている | 1 0 |    |
| 取り組んでいない |  | 1 1 |    |
| 取り組んでいない |  | 1 2 |    |

### 問4 労働災害防止対策に関する事項

- (1) 貴事業所では、労働者に労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育を実施していますか。  
該当する項目すべてを選んでください。

| 実施している |      |           | 実施していない |
|--------|------|-----------|---------|
| 正社員    | 契約社員 | パートタイム労働者 |         |
| 1      | 2    | 3         | 4       |

29

- (2) ① 貴事業所では、労働者の転倒を防止するための対策に取り組んでいますか。

|              |  | 取り組んでいる | 取り組んでいない |
|--------------|--|---------|----------|
| 物理的対策        | 設備・装備などの対策(職場内の手すり、滑りにくい床材の導入・靴の使用、段差の解消、照度の確保等)、整理・整頓・清掃の徹底など                               | 1       | 2        |
| 身体的要因を考慮した対策 | 骨密度、ロコモ度(注21)等のチェックによる転倒やけがのリスクの見える化<br>転びにくく、又はけがをしにくい身体づくりのための取組<br>(専門家等による運動指導、スポーツの推進等) | 1       | 2        |
| その他の取組( )    |  | 1       | 2        |

30

31

32

33

②は①で身体的要因を考慮した対策について「取り組んでいない」と回答した事業所がお答えください

- ② 転倒防止に取り組んでいない理由として、該当する項目すべてを選んでください。

|                    |   |    |
|--------------------|---|----|
| 必要性を感じない           | 1 | 34 |
| 他の経営課題と比較して優先順位が低い | 2 |    |
| 取り組み方がわからない        | 3 |    |
| 労働者の関心がない          | 4 |    |
| その他( )             | 5 |    |

**問4 労働災害防止対策に関する事項（続き）**

(注 22) エイジフレンドリーガイドライン（「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」）

高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高年齢労働者の健康づくりを推進するため厚生労働者が令和2年3月に作成したガイドラインのことです。

※ガイドラインの詳細（リーフレット）は以下の二次元コードよりご確認いただけます。



<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>

(注 23) 転倒等リスク評価セルフチェック票

転倒等の災害リスクを自ら認識し、労働災害防止のための気づきの援助として活用すること等を目的として、厚生労働省が平成21年度に作成したチェック票のことです。

※チェック票の詳細は以下の二次元コードよりご確認いただけます。



[https://www.mhlw.go.jp/new\\_info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/101006-1.html](https://www.mhlw.go.jp/new_info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/101006-1.html)

#### 問4 労働災害防止対策に関する事項(続き)

(3) ① 貴事業所では、60歳以上の高年齢労働者が業務に従事していますか。

|         |   |    |               |
|---------|---|----|---------------|
| 従事している  | 1 | →  | (3)②③をお答えください |
| 従事していない | 2 | 35 | → (4)へお進みください |

② 貴事業所では、エイジフレンドリーガイドライン(注22)('高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン')を知っていますか。

|       |   |
|-------|---|
| 知っている | 1 |
| 知らない  | 2 |

36

③ 貴事業所では、高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいますか。該当する項目すべてを選んでください。

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 取り組んでいる | 高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明   | 1 |
|         | 身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施                                      | 2 |
|         | 身体機能の低下を補う設備・装置の導入<br>(転倒災害防止のための通路の手すり設置や段差解消、パワーアシストツールの使用など)           | 3 |
|         | 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理<br>(高齢者一般に見られる持久性、筋力の低下等を考慮した高年齢労働者向けの作業内容の見直し)        | 4 |
|         | 労働災害防止を目的とした体力チェックの実施<br>(厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」(注23)等を活用した体力の客観的な把握) | 5 |
|         | 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応<br>(健康診断や体力チェックの結果に基づく運動指導や栄養指導、保健指導などの実施など)     | 6 |
|         | 高年齢労働者の特性に応じた教育<br>(加齢による身体能力低下に伴う労働災害リスクや体力維持の重要性の教育など)                  | 7 |
|         | その他( )  | 8 |
|         | 取り組んでいない  | 9 |

37

④ 高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいない理由として、該当する項目すべてを選んでください。

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 必要性を感じない              | 1 |
| 自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である | 2 |
| 他の経営課題と比較して優先順位が低い    | 3 |
| 高齢者扱いをすると労働者が反発する     | 4 |
| 取り組み方がわからない           | 5 |
| 労働者の関心がない             | 6 |
| その他( )                | 7 |

38

(4) ① 貴事業所では、以下の在留資格を有する外国人労働者('外国人'とは、日本国籍を有しない者をいい、特別永住者を除きます)は業務に従事していますか。

|         |   |   |              |
|---------|---|---|--------------|
| 従事している  | 1 | → | (4)②をお答えください |
| 従事していない | 2 | → | 次頁へお進みください   |

39

※ 外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、公共職業安定所への「外国人雇用状況」の届出が必要です。

② 貴事業所では、外国人労働者の労働災害防止対策に取り組んでいますか。該当する項目すべてを選んでください。

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 取り組んでいる | 外国人労働者にかかる言語(母国語ややさしい日本語等)により災害防止の教育を行っている            | 1 |
|         | 災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させている           | 2 |
|         | 災害防止に関するピクトグラムなど、標識、掲示、表示等について、図解や母国語を用いて理解できるようにしている | 3 |
|         | 同じ言語を話せる外国人労働者による実地の教育訓練(OJT)を行っている                   | 4 |
|         | 労働者の文化的バックグラウンド(価値観、危険感受性等)に応じたコミュニケーションを行っている        | 5 |
|         | 免許の取得や技能講習の修了が必要な業務に従事させる際には、必要な資格を取得させている            | 6 |
|         | 産業医や衛生管理者等を活用して、健康指導及び健康相談を行うようにしている                  | 7 |
|         | その他( )  | 8 |
|         | 取り組んでいない  | 9 |

40

**問4 労働災害防止対策に関する事項（続き）**

**(注24) 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**

荷役作業における墜落・転落災害、フォークリフト等の荷役運搬機械による災害等、陸上貨物運送事業における荷役作業における労働災害を防止するため、陸運事業者及び荷主・配送先、元請事業場等がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示したガイドラインです。

**問5 業種別労働災害防止対策に関する事項**

**(注25) 機械のリスクアセスメント**

機械の危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定といった一連の手順をいいます。

**(注26) チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン**

チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（伐木等作業）において、安全に作業を行うために着用すべき保護具等や、適切な伐木等作業方法を示したガイドラインです。

#### 問4 労働災害防止対策に関する事項(続き)

- (5) 貴事業所では、貴事業場内で原材料や商品等を納入・搬出等を行う運送業者に対し、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(注24)に基づく荷主等の措置を実施していますか。該当する項目すべてを選んでください。

|  |   |                                |   |
|--|---|--------------------------------|---|
| う納原<br>運入材<br>送・料<br>業搬や<br>者送商<br>が等品<br>いを等<br>る行を | 取り組んでいる                                   | 反復・定例的に運搬を請け負う荷主等との安全衛生協議組織の設置 | 1 |
|  | 着時刻の弾力的な設定                                |                                | 2 |
|  | 安全に荷役が行える状況の保持・提供(照度、広さ、床の凹凸、荷や資機材の整理整頓等) |                                | 3 |
|  | 貴事業場が管理する施設における墜落・転落防止のための施設・設備の用意        |                                | 4 |
|  | その他( )                                    |                                | 5 |
|  | 取り組んでいない                                  |                                | 6 |
| 原材料や商品等を納入・搬送等を行う運送業者がいない                            |   |                                | 7 |

41

問5は陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業の事業所がお答えください。  
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業以外の事業所は次頁へお進みください。

#### 問5 業種別労働災害防止対策に関する事項

- (1) **陸上貨物運送事業の事業所がお答えください。**

貴事業所では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施していますか。  
該当する項目すべてを選んでください。

|          |   |   |   |
|----------|---|---|---|
| 取り組んでいる  | 反復・定例的に運搬を請け負う荷主等との安全衛生協議組織の設置                    | 1 |   |
|          | 荷台からの墜落転落防止対策の実施(荷台への昇降設備やプラットフォーム等の設置等)          | 2 |   |
|          | 転倒による労働災害の防止対策の実施(整理整頓、床面の防滑対策の実施等)               | 3 |   |
|          | ロールボックスパレット、台車等を使用して人力による荷役作業を行う場合における労働災害防止対策の実施 | 4 |   |
|          | 荷役作業の安全衛生教育の実施                                    | 5 |   |
|          | その他( )  | 6 |   |
| 取り組んでいない |   |   | 7 |

42

- (2) **建設業の事業所がお答えください。**

貴事業所では、労働者の安全の確保に関し以下の項目を含むリスクアセスメントに取り組んでいますか。  
該当する項目すべてを選んでください。

|          |                      |   |   |
|----------|----------------------|---|---|
| 取り組んでいる  | 高所からの墜落・転落(2m未満も含む。) | 1 |   |
|          | 作業に用いる建設機械等の危険性      | 2 |   |
|          | 足場や型枠支保工等の仮設物の危険性    | 3 |   |
|          | 感電・爆発・火災等の危険性        | 4 |   |
|          | 交通事故                 | 5 |   |
|          | その他( )               | 6 |   |
| 取り組んでいない |                      |   | 7 |

43

- (3) **製造業の事業所がお答えください。**

貴事業所では、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止に取り組んでいますか。該当する項目すべてを選んでください。

|  |                          |   |   |
|--|--------------------------|---|---|
| 保のは<br>有おさ<br>しそま<br>てれれ<br>いの・<br>るあ巻<br>るき<br>機込<br>機ま<br>をれ | 機械のリスクアセスメント(注25)を実施している | 1 |   |
|  | 機能安全を活用した機械を導入している       | 2 |   |
|  | わかりやすい取扱説明書を作成している       | 3 |   |
|  | 注意喚起の標識を掲示等している          | 4 |   |
|  | 作業者に使用方法・取扱方法を教えている      | 5 |   |
|  | その他( )                   | 6 |   |
| 取り組んでいない   |                          |   | 7 |
| はさまれ・巻き込まれのおそれのある機械を保有していない                                    |                          |   | 8 |

44

- (4) **林業の事業所がお答えください。**

貴事業所では、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(注26)に基づく措置を実施していますか。  
該当する項目すべてを選んでください。

|          |                                |   |   |
|----------|--------------------------------|---|---|
| 取り組んでいる  | 事前調査の実施、作業計画の作成                | 1 |   |
|          | リスクアセスメントの実施                   | 2 |   |
|          | 作業指揮者の配置                       | 3 |   |
|          | ガイドラインに定めるかかり木処理における禁止事項の遵守の徹底 | 4 |   |
|          | ガイドラインに定めるチェーンソーの取扱い方法等の徹底     | 5 |   |
|          | その他( )                         | 6 |   |
| 取り組んでいない |                                |   | 7 |

45

**問6 職場の熱中症予防対策に関する事項****(注 27) 暑熱若しくは多湿の屋内作業**

労働安全衛生法の規定に基づき、半月以内ごとに一回、定期に、作業場における気温、湿度及びふく射熱を測定しなければならないとされている以下の屋内作業場における作業のことをいいます。

- 一 溶鉱炉、平炉、転炉又は電気炉により鉱物又は金属を製鍊し、又は精鍊する業務を行なう屋内作業場
- 二 キュポラ、るつぼ等により鉱物、金属又はガラスを溶解する業務を行なう屋内作業場
- 三 焼鈍炉、均熱炉、焼入炉、加熱炉等により鉱物、金属又はガラスを加熱する業務を行なう屋内作業場
- 四 陶磁器、レンガ等を焼成する業務を行なう屋内作業場
- 五 鉱物の焙燒又は焼結の業務を行なう屋内作業場
- 六 加熱された金属の運搬又は圧延、鍛造、焼入、伸線等の加工の業務を行なう屋内作業場
- 七 溶融金属の運搬又は鋳込みの業務を行なう屋内作業場
- 八 溶融ガラスからガラス製品を成型する業務を行なう屋内作業場
- 九 加硫がまによりゴムを加硫する業務を行なう屋内作業場
- 十 热源を用いる乾燥室により物を乾燥する業務を行なう屋内作業場
- 十一 多量の液体空気、ドライアイス等を取り扱う業務を行なう屋内作業場
- 十二 冷蔵庫、製氷庫、貯水庫又は冷凍庫等で、労働者がその内部で作業を行なうもの
- 十三 多量の蒸気を使用する染色槽により染色する業務を行なう屋内作業場
- 十四 多量の蒸気を使用する金属又は非金属の洗浄又はめつきの業務を行なう屋内作業場
- 十五 紡績又は織布の業務を行なう屋内作業場で、給湿を行なうもの
- 十六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める屋内作業場

**(注 28) 暑さ指数**

WBGT（湿球黒球温度）のことで、人体の熱収支に影響の大きい湿度、ふく射熱、気温の3つを取り入れた指標で、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を使って計算します。温度の計測には WBGT 測定器として、アウグスト温度計若しくはハンデイタイプの測定器を使用します。

屋外：WBGT=0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度

屋内：WBGT=0.7×湿球温度+0.3×黒球温度

労働環境においては、「WBGT（湿球黒球温度）指数を用いた熱ストレス評価」として、JIS Z 8504、世界的にも ISO7243 として規格化されています。

**(注 29) 地域の暑さ指数を把握している**

環境省の熱中症予防情報サイト (<https://www.wbgt.env.go.jp>) などで提供されている暑さ指数（WBGT）の予報値を活用する等、公表されている数値を活用する場合が該当します。

**(注 30) 热への順化**

夏の屋外作業又は暑熱若しくは多湿の屋内作業で高温多湿環境に体を慣れさせることです。

**問7 化学物質のばく露防止対策に関する事項****(注 31) 化学物質を製造している**

主に製造、合成、混合などを行う化学品メーカーなどです。

**(注 32) 化学物質を商品として譲渡・提供している**

主に商社、販売代理店などです。

**(注 33) 化学物質を使用している**

例として加工、洗浄等に使用する一般ユーザーをいいます。

**(注 34) 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメント**

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

**(注 35) 労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質**

同条で譲渡・提供者に安全データシート（S D S）の交付が義務づけられている化学物質をいい、労働安全衛生法施行令別表第9に掲げられた化学物質やこれらを含有する物が該当します。

対象となる物質は以下の二次元コードよりご確認いただけます。



<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>

**(注 36) 労働安全衛生法第 57 条の 2 には該当しないが、危険有害性がある化学物質**

危険有害性がある（G H S 分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質のうち、令和5年10月31日現在時点では安全データシート（S D S）の交付が義務づけられていないが、労働安全衛生規則第24条の15で譲渡・提供者に安全データシート（S D S）の交付が努力義務とされているものをいいます。

例えば、令和6年4月1日以降、譲渡・提供者にS D Sの交付が義務となる物質がこれに該当し、以下の二次元コードよりご確認いただけます。



[https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)

## 問6 職場の熱中症予防対策に関する事項

(1) 貴事業所では、屋外作業又は暑熱若しくは多湿の屋内作業(注27)がありますか。(複数該当する場合は、主たる作業を1つ選んでください)

|         |                  |          |
|---------|------------------|----------|
| 屋外作業がある | 暑熱若しくは多湿の屋内作業がある | 左記の作業がない |
| 1       | 2                | 3        |

46

(2) 貴事業所では、暑さ指数(注28)を知っていますか。

|                   |                              |   |
|-------------------|------------------------------|---|
| 知つ<br>て<br>い<br>る | 作業場所の暑さ指数を計測することにより把握している    | 1 |
|                   | 計測していないが、地域の暑さ指数を把握している(注29) | 2 |
|                   | 計測しておらず、地域の暑さ指数も把握していない      | 3 |
|                   | 知らない                         | 4 |

問7へお進みください  
(3) 把握した暑さ指数を活用していますか。  
該当する項目すべてを選んでください。

|                  |   |
|------------------|---|
| 労働者に周知している       | 1 |
| 作業時間の短縮などに活かしている | 2 |
| 活用していない          | 3 |

47 48

(4) 貴事業所では、過去1年間(令和4年11月1日から令和5年10月31日まで)に、熱中症予防対策に取り組んでいましたか。  
該当する項目すべてを選んでください。

|         |  |     |         |  |     |
|---------|--|-----|---------|--|-----|
| 取り組んでいる | 昼間の作業時間を短縮したり、早朝・夕方の時間に移している                                       | 0 1 | 取り組んでいる | 高血圧症などの有疾患者や健康診断の有所見者に対し作業場所・時間を配慮している | 0 8 |
|         | 熱への順化(注30)のため、気温が高くなる時期において作業時間を通常より短く設定し数日かけて通常の作業時間に戻すような取組をしている | 0 2 |         | 労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている                | 0 9 |
|         | 作業場所においてシートなどで日陰を作ったり扇風機を使用している                                    | 0 3 |         | 緊急時の措置を確認し、周知を行っている                    | 1 0 |
|         | 涼しい休憩場所を確保し、おしぼり、飲料水等を備え付けている                                      | 0 4 |         | 労働災害の事例の分析、分析結果に基づく再発防止対策に取り組む体制を整えている | 1 1 |
|         | 通気性の良い服装、ヘルメット等を着用させている  | 0 5 |         | その他                                    | 1 2 |
|         | 朝礼時に体調不良の者を把握し、作業場所・時間を配慮している                                      | 0 6 |         | 取り組んでいない                               | 1 3 |
|         | 作業中の巡回で労働者の水分・塩分の摂取や不調者がいないか確認している                                 | 0 7 |         |  | 49  |

## 問7 化学物質のばく露防止対策に関する事項

(1) 貴事業所では、化学物質を取り扱っていますか。取り扱っている場合は、該当する項目すべてを選んでください。

| 化学物質を取り扱っている |                |             | 取り扱っていない | わからない |
|--------------|----------------|-------------|----------|-------|
| 製造している(注31)  | 譲渡・提供している(注32) | 使用している(注33) |          |       |
| 1            | 2              | 3           | 4        | 5     |

50  
質問は終わりです。  
ご協力ありがとうございました。

(2) 化学物質を取り扱っている場合はお答えください。

貴事業所で取り扱っている化学物質について、リスクアセスメント(注34)を実施していますか。  
化学物質の種類別に、それぞれ該当する項目1つを選んでください。

A 労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質(注35)

B 労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質(注36)

|                       |                     |           |   |   |
|-----------------------|---------------------|-----------|---|---|
| 該当する化学物質について          | リスクアセスメントを実施している    | すべて実施している | A | 1 |
|                       |                     | 一部実施している  | 1 | 2 |
|                       | リスクアセスメントを全く実施していない | 3         | 1 | 3 |
| 該当する化学物質を使用していない      |                     |           | 4 | 4 |
| 該当する化学物質を使用しているかわからない |                     |           | 5 | 5 |

ABともに  
3、4、5を選  
んだ場合は  
次頁へお進  
みください

(3) (2)のリスクアセスメントを実施した化学物質について、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露低減措置を実施していますか。

化学物質の種類別に、それぞれ該当する項目1つを選んでください。

|                                   |           |   |   |   |
|-----------------------------------|-----------|---|---|---|
| リスクアセスメントの結果、ばく露低減措置が必要であった       | すべて実施している | A | 1 |   |
|                                   |           | 1 | 2 |   |
|                                   | 全く実施していない | 3 | 3 |   |
| リスクアセスメントの結果、ばく露低減措置が必要な化学物質がなかった |           |   | 4 | 4 |

(4) 貴事業所では、どのような化学物質のばく露低減措置を実施していますか。  
該当する項目すべてを選んでください。

|                   |                                    |                        |                                 |        |
|-------------------|------------------------------------|------------------------|---------------------------------|--------|
| 危険性又は有害性の低い物質への代替 | 機械設備の防爆構造化、密閉化、局所排気装置の設置等の設備的対策の実施 | 作業手順の改善、立入禁止等の管理的対策の実施 | 有効な呼吸用保護具の選定及び使用(フィットテストの実施を含む) | その他の措置 |
| 1                 | 2                                  | 3                      | 4                               | 5      |

55

**問7 化学物質のばく露防止対策に関する事項（続き）**(注37) **GHSラベル**

GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく化学物質の容器や包装に表示するラベルをいいます。ラベルには名称や危険有害性を表す絵表示等を表示することとされています。

<危険有害性を表す絵表示の例>



可燃性ガス



急性毒性



呼吸器感作性



急性毒性（区分4）

エアゾール

（区分1～区分3）

生殖細胞変異原性

皮膚刺激性（区分2）

引火性液体

発がん性 等

眼刺激性（区分2A）

可燃性固体

自己反応性化学品



<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>

(注38) **労働安全衛生法第57条に該当する化学物質**

同条で譲渡・提供者に容器に危険有害性を表示することが義務づけられている化学物質をいい、労働安全衛生法施行令別表第9に掲げられた化学物質や、これらを含有する物等が該当します。

対象となる物質は以下の二次元コードよりご確認いただけます。



[https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)

(注40) **安全データシート（SDS）**

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいいます。

過去にSDSを交付済みの製品で、引き続き同製品を製造又は譲渡するにあたり、相手方の承諾を得て交付していない場合は、交付しているものとみなして回答してください。

なお、SDS（Safety Data Sheet）は、平成23年度までは一般に「MSDS（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされています。

この頁は化学物質を「製造」「譲渡・提供」している事業所がお答えください

問7 化学物質のばく露防止対策に関する事項(続き)

(5) 貴事業所において、化学物質を**製造又は譲渡・提供している**場合はお答えください。

- ① 貴事業所では、化学物質を製造又は譲渡・提供する際に、GHSラベル(注37)の容器・包装への表示を行っていますか。化学物質の種類別に、**それぞれ該当する項目1つ**を選んでください。

A 労働安全衛生法第57条に該当する化学物質(注38)

B 労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質(注39)

| 該当する化学物質について                   | GHSラベルを表示している    | すべての製品に表示している        | A<br>1 | B<br>1 |
|--------------------------------|------------------|----------------------|--------|--------|
|                                |                  | 一部の製品に表示している         | 2      | 2      |
|                                |                  | 譲渡・提供先から求めがあれば表示している | 3      | 3      |
|                                | GHSラベルを全く表示していない | 4                    | 4      | 4      |
| 該当する化学物質の製造又は譲渡・提供を行っていない      |                  |                      | 5      | 5      |
| 該当する化学物質の製造又は譲渡・提供を行っているかわからない |                  |                      | 6      | 6      |

該当する化学物質についてGHSラベルをすべて表示しない理由は何ですか。

化学物質の種類別に、**それぞれ該当する項目1つ**を選んでください。

| 費用がかかる | A<br>1 | B<br>1 |
|--------|--------|--------|
|        | 2      | 2      |
|        | 3      | 3      |
|        | 4      | 4      |
|        | 5      | 5      |

② 化学物質を製造又は譲渡・提供する際に、安全データシート(SDS)(注40)を交付していますか。

化学物質の種類別に、**それぞれ該当する項目1つ**を選んでください。

A 労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質

B 労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質

| 該当する化学物質について                   | SDSを交付している    | すべての製品に交付している        | A<br>1 | B<br>1 |
|--------------------------------|---------------|----------------------|--------|--------|
|                                |               | 一部の製品に交付している         | 2      | 2      |
|                                |               | 譲渡・提供先から求めがあれば交付している | 3      | 3      |
|                                | SDSを全く交付していない | 4                    | 4      | 4      |
| 該当する化学物質の製造又は譲渡・提供を行っていない      |               |                      | 5      | 5      |
| 該当する化学物質の製造又は譲渡・提供を行っているかわからない |               |                      | 6      | 6      |

該当する化学物質についてSDSをすべての製品に交付しない理由は何ですか。

化学物質の種類別に、**それぞれ該当する項目1つ**を選んでください。

| 費用がかかる | A<br>1 | B<br>1 |
|--------|--------|--------|
|        | 2      | 2      |
|        | 3      | 3      |
|        | 4      | 4      |
|        | 5      | 5      |

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。

1頁解説

(注1) **常用労働者**

- ①又は②のいずれかに該当する者をいいます。  
①　期間を定めずに雇われている者  
②　1か月以上の期間を定めて雇われている者

他社から受け入れた出向者、転籍者も含みます。

なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づいて労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている労働者は常用労働者に含めませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、他社に派遣している労働者を常用労働者に含めてください。

(注2) **正社員**

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者（定年まで雇用される者も含めます。）をいいます。

(注3) **契約社員**

フルタイム勤務で1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

(注4) **パートタイム労働者**

フルタイム勤務の労働者より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。また、事業場内で「アルバイト」と呼称される労働者についても上記の労働条件で雇われている者についてはパートタイム労働者としてご回答ください。

(注5) **派遣労働者**

10月31日時点で貴事業所が労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者をいいます。